



## 1. はじめに

平成7年11月に施行された食糧法（「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」）では、全体需給の調整、自主流通米を主体とした流通、規制緩和による流通の合理化、需給実勢が的確に反映される価格形成の4点を骨格として制度が構築された。すなわち、食糧法においては、生産調整による総供給量の抑制を行いながら、価格については可能な限り需給に委ねるというシステムとなっており、この点は旧食糧管理法からの大きな転換となった。そして、流通の主体は自主流通米が担うことが期待され、自主流通米の価格が生産者、流通業者、消費者等に対するシグナルとして重要な役割を果たすこととなった。このシグナルとしての価格は、(財)自主流通米価格形成センター（以下「自主米センター」という。）での入札によって形成されることとされ、ここで形成された価格が自主流通米の取引における指標として用いられることとなった。

自主流通米の価格形成について、ここでは有効性の観点からの評価を中心に行う。有効性の判断の基準として重要なのは、自主流通米の価格形成が需給を的確に反映してきたかどうかである。なぜならば、価格が需給から離れて形成された場合、関係者に誤ったシグナルを発信することにより、生産・流通・消費の間の不整合が生じるとともに、計画外流通米との関係にも問題を生じ、計画流通制度の円滑な運用が困難となるからである。

このような課題に接近するために、ここでは、価格形成と流通に重要な役割を担う、売り手である経済連等と買い手である卸売業者に焦点を当て、食糧法施行後の6年間を振り返って、自主流通米の価格形成要因と卸売業者の価格に対する反応を明らかにする。さらに、計画外流通米との競争の中で自主流通米の販売を維持し、生産者手取を増加させるために経済連等がとり得た対応を明らかにする。

## 2. 分析に当たり考慮すべき点

分析に当たっては、以下の2点を考慮に入れる必要がある。

注．本稿での分析は、薬師寺哲郎「自主流通米の価格形成と計画外流通米との競争」（平成15年3月『農林水産政策研究所レビュー』第7号。詳細については平成14年12月『農林水産政策研究』第3号）に基づくものである。

自主流通米の価格形成に関する分析を進めるに当たって第1に考慮すべき点は、10年産からの食糧法の運用の変化である。食糧法の施行当初は、部分的な修正はあったものの、旧食糧管理法の下での仕組み・運用が多く踏襲された。このような運用が転機を迎えたのは「新たな米政策大綱」に基づく仕組み・運用の見直しが行われてからである。自主米センターにおける自主流通米の入札の仕組みについても、食糧法になってから(7年産から)、値幅制限の上下限価格を一定の条件の下で調整する仕組みが設けられたものの、値幅制限自体は存続した。「新たな米政策大綱」に沿って、値幅制限が撤廃され、より市場実勢を反映した価格形成のしくみが指向されるようになったのは10年産からである。ただし、値幅制限に代わり、希望価格申出制が導入された。希望価格申出制のもとでは、売り手は希望価格の申出を行うことができ、希望価格の申出があったときは平均落札価格が希望価格と一致するところまでが落札となる。つまり、希望価格が、自主流通米取引の指標となる平均落札価格の下限を画することとなった。このような10年産からの仕組みの変更が価格形成に及ぼした影響は、分析に当たって重要な点である。

第2は計画外流通米の増大である。食管法から食糧法に移行して、流通の主体が自主流通米に移行したとは言えるものの、米需要の減少に伴って米全体の生産量が抑制されてきたなかで、計画外流通米が着実に増加してきた。計画流通米は生産量の減少以上に減少し、計画流通米に対する計画外流通米の比率は、急激に上昇した。平成12年産では計画流通米482万トンに対し、計画外流通米は318万トンと相当程度接近してきている。食糧庁の調査によれば、農家が販売する計画外流通米の約半分は消費者への直接販売であるが、それを除いても相当の数量に達している。食糧法の下で自主流通米は計画外流通米との競争にさらされることとなり、価格形成に関する分析も、計画外流通米との関係に注意を払うことが不可欠となっている。

### 3．分析結果

全国平均の自主流通米価格の形成要因を分析すると、9年産までは自主流通米入札における値幅制限の下限価格によりほぼ決まっていた。これは、自主流通米価格と下限価格の単相関係数が0.9546であったことにも表れている。これと比較すれば、値幅制限が撤廃された10年産以降、需給要因がより大きく影響する方向での価格形成の弾力化が進んだ。10年産以降価格形成に大きな影響を及ぼすようになったのは、年ごとには年々の作況指数、月ごとには前月末の卸売業者在庫であった。

価格形成の弾力化は銘柄別にみても進展した。銘柄別の相対的な生産量変化と相対的な価格変化の関係が、9～10年産の変化までは無相関であったのが、10～11年産の変化以降負の相関が表れるようになった。つまり、生産量が相対的に他よりも増加した(他よりも減少が小さかった)ものは、他に比べて相対的に価格が低下するようになっている。

しかし、弾力化が進んだことが、そのまま自主流通米を円滑に流通させる水準になったことを意味する訳ではない。そこで、値幅制限の撤廃と同時に設けられた希望価格申出制の影響を計画外流通米との競争の観点から検討した。希望価格申出制は、制度的に人為的

な価格形成を可能にし、円滑な流通の阻害要因となり得るものである。分析の結果、自主流通米と計画外流通米の価格比（自主流通米価格 / 計画外流通米価格）の約4割は、希望価格申出制によって説明でき、入札において買受の申込は十分ありながら不落札を発生させるような高い希望価格水準は、計画外流通米との価格競争力を弱め、自主流通米の販売にマイナスの影響をもたらしたことが明らかとなった。

実際、買い手である卸売業者の側からみると、自主流通米の仕入需要は、自主流通米価格のほか計画外流通米価格の影響を強く受けている。10年産以降、特に自主流通米自身の価格の変化に対して大きく反応するようになるとともに、計画外流通米価格に対する弾力性も高まった。計画外流通米価格に対する弾力性の高まりは、計画外流通米の流通量の増加とともに、卸売業者による自主流通米の仕入需要における計画外流通米との競合度合の高まりを示している。

以上が価格形成に対する評価であるが、これらの状況を踏まえると、食糧法の下で自主流通米の地位を維持するために経済連等の売り手はどうすべきであったか。希望価格申出制の下で、経済連等が高い希望価格を申し出たのは生産者手取の確保のためであったと考えられる。それでは希望価格の低下（自主流通米の流通価格の低下）はどの程度自主流通米の生産者手取額を減少させたかである。この場合、自主流通米の流通価格の低下が卸売業者の自主流通米に対する仕入需要を増加させること、及び、生産者手取価格には流通コストが影響を与えることを考慮する必要がある。

計画外流通米との競合関係、自主流通米価格と計画外流通米価格の連動関係を考慮した上で、自主流通米の流通価格と流通コストがその仕入需要と生産者手取額に及ぼす影響を検討すると、その仕入需要に対しては流通コストよりも価格が大きな影響力を持つ。一方、生産者手取額に対しては、自主流通米の流通コストの低減が大きな影響を及ぼす。7～12年産データによる価格弾力性に基づいて試算すると、自主流通米流通価格の1%の低下に対して卸売業者の仕入需要の増加は0.82%となる。このとき生産者手取価格の低下は1.1%であるため、生産者手取額は0.28%減少する。しかし、その減少はわずかであり、流通コストのわずかな低減と組み合わせることにより、生産者手取額を増加させることが可能である。例えば、流通コストの1%低減と組み合わせると自主流通米の生産者手取額は0.17%増加すると試算された。

希望価格申出制の下では、自主流通米入札における経済連等の売り手が、生産者価格に対する悪影響を懸念して実勢価格以上の価格を申し出る誘因となってきた。確かに生産者による出荷段階のみに着目すると、流通価格の低下は生産者価格の低下をもたらす、その限りでは計画外流通米の出荷が増える。しかし、逆に流通業者の仕入段階にも目を向けると、自主流通米の仕入需要の増加をもたらしたはずである。すなわち、食糧法の下で自主流通米の地位を維持しようとするれば、自主流通米の売り手である経済連等が、生産者段階、流通業者段階双方を考慮した対応をとることが必要だったのであり、実勢をより反映した希望価格水準と流通コストの低減によって、自主流通米販売量と生産者手取額の双方の増加が可能であったはずである。